

西日本シティ銀行 電子契約サービス利用規定

西日本シティ銀行電子契約サービス利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社西日本シティ銀行（以下、「当行」といいます）が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際のお客さまと当行との間の利用に関する事項を定めたものです。お客さまは、常に最新の本規定を遵守のうえ電子契約サービスを利用するものとします。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下、「契約者」といいます）が、パーソナルコンピューター等の端末（以下、「端末」といいます）により当行所定の本サービスにかかるシステム（以下、「電子契約システム」といいます）を介して、当行所定の取引の申込および契約の締結を行うことができるサービスです。

第2条（本サービスの利用申込）

1. 本サービスの利用は、本規定の内容を承諾し、当行所定の申込方法により、申込みするものとします。
2. 申込方法については、「電子契約サービス利用申込書」（以下、申込書といいます）の内容を確認し、同意のうえで申込するものとします。また、申込書には当行所定の必要書類を添付し、かかる申込と同時に、次の各号に定める事項を当行に届け出ていただきます。
 - （1）署名権限者（契約者が個人の場合は契約者、契約者が法人の場合は予め当行へ電子契約システムでの手続をする者として届出した個人）の氏名、メールアドレスおよびショートメールサービスが利用可能な電話番号
 - （2）その他当行所定の届出事項
3. 当行は、本サービスの利用申込を承諾する場合は、署名権限者にユーザーID を記載した書面を交付し、前項により届出されたメールアドレスに仮パスワードを送信します。署名権限者は、本システムへの初回ログイン時に、仮パスワードを変更することにより、本サービスの利用を開始できます。変更後のパスワードは、生年月日、電話番号、同一数字等、他人から推測されやすい番号の指定を避けるものとし、不正利用等について、当行は一切の責任を負いません。なお、当行は本サービスの利用の申込を承諾しない場合がありますが、その理由は一切開示しません。また、当行は本サービスの利用の申込を承諾した場合であっても、融資取引の個別の申込を承諾する義務を負いません。また、契約書等への電子署名にあたり、前項により届出されたショートメールサービスが利用可能な電話番号宛に、PIN コードが記載されたショートメールを送信します。本項による電子メールおよびショートメールが受信できない場合、本サービスを利用することができず、当行はこれについて一切の責任を負いません。

4. 契約者が提出する申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当行は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等して処分することができるものとします。
5. 実印または申込書において使用する旨届け出られた印章による印影が付された書類については、契約者本人の意思を表示したものとみなされるものとします。

第3条（本サービスの利用環境）

1. 契約者は、本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を用いて行うものとします。
2. 契約者が使用する端末、ソフトウェア等によっては、本サービスを利用できない場合があります。契約者は、本サービスに適用する端末およびソフトウェア等を自己の責任において準備・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負いません。
3. 本サービスの利用時間帯は、別途当行が定めた時間内とします。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの一部または全部を利用することができない場合があります。
4. 本サービスの利用は、日本国内でのみ利用するものとします。

第4条（ユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードの管理）

1. 契約者は、ユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードを、署名権限者以外に一切開示しないものとし、また、署名権限者が第三者に開示しないよう厳重に管理するものとします。
2. 当行が不正または不適切な使用の恐れがあると認める場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された者が利用を再開するためには、当行所定の手続をとるものとします。
3. ユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードについて、失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合は、契約者はユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードの変更・再発行・失効手続を行う等、当行所定の手続を直ちにとるものとします。

第5条（本人の意思に基づく取引）

1. 本サービスの利用にあたっては、端末からユーザーID、パスワード（仮パスワードを含む）を正確に入力してください。端末から通知されたユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）と、当行に登録されているユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）とが一致した場合、本サービスの利用は署名権限者の意思によるものとみなします。
2. 署名権限者の意思による本サービスの利用は、契約者の意思によるものとみなします。
3. 契約締結においては、署名権限者に発行された電子証明書に基づき、入力したユーザー

ID、パスワード（仮パスワードを含む）、PIN コードにより電子署名することで契約締結が完了した場合には、契約者の意思によるものとみなします。

第6条（電子契約の手続）

1. 本サービスを利用して申し込んでいただく取引の内容等については、原則として当行が契約者と事前に協議した内容に従って、電子契約システム上に入力するものとします。ただし、一部の取引については、契約者ご自身にて取引の内容を電子契約システム上に入力するものとします。
2. 契約者は、契約内容に誤りがないことを確認したうえで、電子署名を付すことにより契約を締結します。
3. 契約者は、電子契約システムによる融資当座貸越の借入申込みについては、お借入希望日の3営業日前までに実施するものとします。なお、融資当座貸越には当行の審査があり、申込み内容どおりのご融資をお約束するものではありません。
4. 入力された日付が銀行休業日である場合の取扱については、各契約の定めに従うものとします。各契約に定めのない場合は、翌銀行営業日として取り扱うものとします。
5. 本サービスを利用して申し込んでいただいた取引にかかる契約は、当行が、契約締結に必要な事務処理を行い、資金交付手続きを含め、全て完了した時点で成立するものとします。
6. 契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
7. 契約の訂正、取消などが発生した場合は、所定の手続に従うものとします。

第7条（セキュリティ対策）

契約者は、署名権限者が利用するコンピュータ等の端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第8条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規定に定める事項を遵守する他、次の行為を行わないものとします。また、契約者は署名権限者にも本規定に定める事項を遵守させる他、次の行為をさせないものとします。
 - (1) 本サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為
 - (2) 本サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信する、または書込む行為
 - (4) 他のお客さまのユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PIN コード等を不正に使用する行為
 - (5) 本サービスに関する当行またはその権利者の知的財産権を侵害する、または侵害す

る恐れのある行為

- (6) 当行、他のお客さままたは第三者を誹謗中傷したり名誉を傷つける行為
 - (7) 当行、他のお客さままたは第三者の財産・プライバシーを侵害する、または侵害する恐れのある行為
 - (8) 当行、他のお客さままたは第三者に不利益または損害を与える、もしくは不利益または損害を与える可能性のある行為
 - (9) 本サービスの運営を妨げる、または妨げるおそれのある行為
 - (10) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (11) その他、当行が不適切と判断する行為
2. 前項各号に該当する行為または契約者の責めに帰すべき事由により、当行に直接的または間接的に損害を与えた場合には、契約者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者がかかる行為または事由により、第三者に直接的または間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行は関与しません。
3. 当行は、契約者または署名権限者が1項各号に該当する行為を行った場合には事前に通知なく、本サービスの全部または一部の利用を制限し、または利用停止することが出来るものとします。

第9条（免責事項）

1. 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
 - (1) 天災または人災、もしくは裁判所または行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
 - (2) 通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通または混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき
 - (4) 技術上または運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当行が判断した場合
 - (5) その他、当行の責めに帰すべからざる事由
2. 当行が、ユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードの一致を確認し取扱いをした場合は、ユーザーID・パスワード（仮パスワードを含む）・PINコードにつき不正使用・盗用および通信電文改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
3. 契約者が提出した申込書等に使用された印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、

偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

4. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む）、当行は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
5. 本サービスを利用したことによる損害は当行に重大な過失がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第10条（本規定および本サービス等の変更）

1. 当行は、本サービスの内容を当行の都合により改廃することがあります。また、改廃のために一時的に本サービスの利用を停止することがあります。
2. 当行は、本規定について当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。
3. 契約者は、本条の変更により生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとし、当行は一切責任を負いません。

第11条（届出事項の変更等）

1. 届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
2. 契約者は、署名権限者に以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。
 - (1) 署名権限者に相続の開始があった場合
 - (2) 署名権限者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - (3) 署名権限者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
 - (4) 各号に定めるほか、署名権限者としての権限を喪失した場合
3. 契約者は、署名権限者を変更する場合は、当行所定の手続によりその旨を当行に届け出るものとします。
4. 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

第12条（届出連絡先への通知）

1. 当行は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
2. 当行が本条1項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信または発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみ

なします。

第13条（解約等）

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者は本サービスにより締結した契約および当該契約に基づく債権債務が残存している間は、本サービスを解約することができません。なお、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。当行は解約に際し、契約情報を交付しないものとし、契約者は、ご自身で必要な契約情報を保管するものとします。
2. 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
3. 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行される破産処理に関する法令に基づく破産開始手続開始の申し立てがあった場合
 - (2) 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
 - (5) 解散その他営業活動を休止した場合
 - (6) 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）の記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - (7) 契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合
 - (8) 契約者が法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
 - (9) 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - (10) 前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
4. 契約者に前項各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者が予め届け出た住所へ発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
5. 本条の規約に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第16条（権利・義務の譲渡・質入の禁止）

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第17条（秘密保持）

契約者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第18条（有効期間）

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第19条（準拠法と合意管轄）

1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 本規定が適用される諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第20条（個人情報への取扱い）

当行は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当行「個人情報保護宣言」に従い適切に取扱うものとします。

第21条（口座振替）

1. 契約者と当行との融資取引に関して生じる資金の授受（借入金の受領および返済、利息などの支払）は、個別に締結する契約書または借入返済金等の自動振替依頼書に記載の指定預金口座を通じて行い、口座振替手続は同書類の記載要領により行うものとします。
2. 個別に締結した契約または借入返済金等の自動振替依頼書に基づき手続を行った口座振替について紛議が生じても、当行は一切責任を負いません。

以上